

すお大島

広報

～私たちの たのしい すみたい いきたい島～

5 月号
2026(令和8)年
No.260



4月26日 周防大島ウルトラマラニック 2026



令和8年度当初予算は、「人と自然が響きあう笑顔あふれる安心のまち 周防大島」の実現に向け、1. 自然と共生した快適で活力あるまちづくり、2. 人が元気で活躍するまちづくり、3. 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくりという3本の柱のもと、編成されています。

広報4月号では、会計別の総予算額や目的別の予算規模について掲載しました。今月号では令和8年度に取り組む事業について、ご紹介します。なお、その他の主な事業につきましては、町ホームページの「当初予算の概要（ページID検索：6103）」に掲載していますので、ご覧ください。



2. 人が元気で活躍するまちづくり

■学校教育

- 高等学校等通学支援費給付金事業 600万円
米空母艦載機部隊配備特別交付金による基金を財源として、町内から高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、通学費の一部を給付することで、経済的負担の軽減を図ります。〈教育委員会総務課〉
- 小中学校校舎照明LED化改修事業 3,120万6千円
小中学校校舎のLED化を進めていくために、実施設計を行います。〈教育委員会総務課〉
- 小中学校防犯カメラ設置事業 1,137万4千円
小中学校の児童生徒の安全確保を目的に防犯カメラを設置するための実施設計を行います。〈教育委員会総務課〉

■文化・スポーツ

- 地域活性化起業人制度活用事業 442万5千円
大都市に所在地のある企業と協定を結び経験豊かな人材の派遣を受け、大規模な文化・スポーツイベント開催に係る準備事務やその調整を行う新たな外郭団体の設立に向けた準備を進めていきます。〈社会教育課〉
- 社会教育施設等備品購入事業 687万3千円
米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用し、文化施設、スポーツ施設、および海洋教育等に必要な物品の充実を図ります。〈社会教育課〉

1. 自然と共生した快適で活力あるまちづくり

■産業の振興

- 観光振興ビジョン策定事業 21万4千円
町内の地域資源を最大限に活かし、持続可能で魅力ある観光地域づくりを推進するための、中長期的な方向性と具体的な取組方針を明確化する観光振興ビジョンを策定するにあたり、令和8年度は、観光業に携わる各種団体や事業者、有識者、町で策定委員会を設置し、ビジョン策定に向けた協議を行います。〈商工観光課〉
- フェリー航路運賃補助事業 192万8千円
地域住民の移動手段の確保および四国エリアからの観光客誘致のため、周防大島松山フェリー株式会社が実施する旅客運賃の割引に対して、引き続き町が割引費用の一部を助成します。〈商工観光課〉

■定住の促進

- 結婚新生活支援事業補助金 300万円
地域における少子化対策の強化を目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住宅取得費、住宅リフォーム費および住宅賃借費ならびに引っ越し費用等の一部を補助します。（夫婦ともに29歳以下の場合は60万円を上限、夫婦ともに39歳以下の場合は30万円を上限）〈空家定住対策課〉
- 地域おこし協力隊事業 4,158万9千円
地域力の維持強化を図るため、地域社会の新たな担い手として地域おこし協力隊員を配置します。令和8年度はDX・関係人口・農業・観光の分野において新たな任用を行う予定です。また、この取り組みにおいて、専門的知識等を有したアドバイザーからの支援を受け、効果的な募集を展開し、課題解決に資する人材の確保を目指します。〈空家定住対策課・政策企画課・農林水産課・商工観光課〉

○5歳児健康診査 37万円
子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ります。

<福祉課>

○RS母子免疫ワクチン接種事業 109万円
定期接種化に伴い、妊娠28週から37週に至るまでの人を対象に接種を行います。<健康増進課>

■福祉

○社会福祉施設照明LED設置事業 2,984万円
蛍光灯の製造等が禁止されるため、白寿苑および福寿苑デイサービス・たちばなケアプラザ・久賀福祉センターの照明をLEDに更新します。<福祉課>

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 62万5千円
生後6か月から3歳未満児までの乳幼児および保護者に対し、認可を受けた保育所等において適切な遊びや生活の場を提供するとともに乳幼児や保護者の心身の状況等を把握するための面接や情報提供、その他の援助を行います。<福祉課>

○就学前教育・保育施設整備事業 405万円
町内保育所の防犯対策装置（防犯カメラ）の設置にかかる費用の助成を行います。<福祉課>

■その他

○大島大橋開通50周年記念事業 200万円
開通50周年を迎える令和8年7月4日(土)に記念式典等を開催する予定です。
なお、記念式典の他には、大島大橋パネル展や、宮本常一記念館において開催する「旅学講座」、商工会や観光協会によるPR活動も実施される予定となっております。これらの関連経費（112万円）を含めて、ガバメントクラウドファンディングによるふるさと寄附金の募集を行う予定としています。

大島大橋については、山口県の長寿命化計画に基づき大規模補修が実施されています。今後も県との連携を強化し、大島大橋を次の世代へ引き継いでいきます。

<総務課>

○社会教育施設照明LED化等改修事業 4,695万円
大島文化センターは、空調設備改修および照明をLED化にするための実施設計を行います。健康管理センターは、館内改修および多目的ホール内の特定天井改修ならびに照明をLED化にするための実施設計を行います。また、すぱーく大島は、照明をLED化にするための実施設計および改修工事を行います。<社会教育課>

○東和総合センター2階和室空調機改修事業 159万5千円
老朽化により冷却機能が悪くなっている空調機の改修を行います。全館空調設備が古いため個別空調設備を設置します。<社会教育課>

■交流

○地域活性化起業人制度活用事業 582万8千円
地域課題の解決や地域の活性化を目指す民間企業の人材を受け入れ、民間のノウハウや知見を活かし、官民共同のコンソーシアムを立ち上げるなど、町民と行政が一緒になり、持続可能な地域づくりの促進を図ります。<政策企画課>

○サードプレイス創出事業 17万9千円
同年代の若者が、学校や職業等の垣根を越えて交流する「サードプレイス」（職場や学校、家庭以外の、第3の居場所）を創出し、新たな仲間づくりの場とともに、地域活動への参加等を通じた郷土愛の醸成等を図ります。<空家定住対策課>

3. 安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり

■保健・医療

○子育てはじめのいっぽ応援事業 300万円
母子の孤立感の解消や切れ目のない支援を実施するため、出生の翌月から1歳の誕生月まで、毎月オムツとおしりふきを支給します。また産後6か月頃には、こども家庭センター職員が産婦等と面談し、おもちゃ等の育児用品を支給します。（オムツ、おしりふきおよび育児用品を合わせて、こども1人当たり10万円相当）<福祉課>

周防大島町若者定住促進住宅（明新住宅）および 周防大島町定住促進住宅（浮島住宅）の入居者募集

1. 若者定住促進住宅（明新住宅）

募集戸数 4戸

仕様 4LDK木造平屋建て、オール電化住宅、
駐車場有り

入居資格

- ・周防大島町に定住し、町の発展に寄与する意思を有する人
- ・入居申込時に、義務教育終了前の子を1人以上養育している人
- ・所得が月額15万8千円以上48万7千円以下である人。ただし、所得が15万8千円未満の人でも、将来所得の上昇が見込まれる人
- ・申込者および同居扶養親族が所有する住宅がなく、居住するための住宅を必要としている人

- ・地方税、また地方公共団体が定める使用料等を滞納していない人
- ・申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

家賃

基本家賃60,000円から入居者の家族構成により控除額を控除した額となります。

※犬・猫等のペットを飼うことは禁止しています。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。



2. 定住促進住宅（浮島住宅）

募集戸数 1戸（家族用）

仕様 3LDK、木造2階建て

入居資格

- ・周防大島町に定住するため、住宅を必要とする人
- ・U・Iターン者で農林漁業の担い手として従事できる人
- ・申込者および同居扶養親族が所有する住宅がなく、居住するための住宅を必要としている人

- ・地方税、また地方公共団体が定める使用料等を滞納していない人
- ・申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

家賃 家族用、27,000円（月額）

※犬・猫等のペットを飼うことは禁止しています。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。



3. 申込期間・選考方法等（共通事項）

申込期間 5月15日（金）～29日（金）

選考方法 応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。なお、申込締切日までに応募が募集戸数に満たない場合は、期限を定め先着順で申し込みを受付けます。

入居 入居可能日以降（※請書等必要書類が揃い次第順次入居可能日を決定します）

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

問い合わせ 生活衛生課 公営住宅班

☎ 0820-79-1010

結婚新生活支援事業補助金のご案内

夫婦ともに39歳以下の新婚世帯に対して、住宅の取得費用等の一部を補助します。

受付期間

令和9年2月26日（金）まで

※受付期間内であっても、予算に達した時点で受付を終了します。

対象世帯（主要要件）

- ・令和8年1月1日以降に婚姻した夫婦
- ・婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下

- ・夫婦の合計所得が500万円未満
- ・夫婦ともに講座等を受講すること

補助金の額

- ・1世帯あたり最大30万円
- ・夫婦ともに29歳以下の場合には最大60万円

補助対象となる費用

4月1日～令和9年3月31日までに支払った次の費用が対象です。

- ・住宅取得費
- ・リフォーム費用
- ・住宅賃借費
- ・引越し費用

※講座等の詳細は町ホームページをご確認ください。

問い合わせ

空家定住対策課

☎ 0820 (74) 1033



特定公共賃貸住宅 および 町営住宅等の入居者募集

1. 各住宅の募集戸数

○特定公共賃貸住宅

地区	住宅	戸数
東和	折井住宅	1戸
	伊保田東住宅	4戸
	沖家室住宅	2戸
橘	おれんじヒルズ	3戸



○町営住宅等

地区	住宅	戸数
久賀	八幡住宅（高齢者用）	1戸
	新開団地住宅	2戸
大島	第二中塚住宅	6戸
	蔵本住宅	1戸
	五反田住宅	5戸
	小田住宅	3戸
	小方住宅	1戸
東和	船越住宅	1戸
	平野住宅	2戸
	伊保田住宅	1戸
	伊保田一般住宅（単身者用）	2戸
橘	栄住宅	17戸
	日良居住宅	5戸
	おれんじヒルズ	1戸

2. 入居資格

○特定公共賃貸住宅

- ・入居しようとする人全員（申込家族）の控除後の所得の合計額が月額で15万8千円以上48万7千円以下
- ・自ら居住するための住宅を必要としている人（特定公共賃貸住宅入居者および持ち家のある方は、入居申し込みはできません）
- ・公営住宅家賃完納者

○町営住宅等

- ・入居しようとする人全員（申込家族）の控除後の所得の合計額が月額で15万8千円以下（ただし、高齢者・障害者等の世帯は21万4千円以下）
- ・同居しようとする親族がある人（単身者用の住宅に単身入居する場合を除く）
- ・現に住宅に困窮していることが明らかな人（町営住宅入居者、持ち家のある人は、入居申し込みはできません）

- ・高齢者等の単身入居可（身体上または精神上に著しい障害があるため常時介護が必要な人は、安全確保や財産保全等の観点から、賃貸借契約の締結に際し、契約内容を丁寧に説明した上で、必要な支援を受けられているかを確認させていただきます）

○共通事項

- ・原則成人している人・地方税完納者
- ・申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと
- ※連帯保証人が1人必要になります。（町営住宅入居者不可）高齢者等で、保証人の確保が困難な場合は免除できる場合がありますので、お問い合わせください。
- ※敷金の納付が必要になります。
- ※犬・猫等のペットを飼うことは禁止しています。

3. 申込期間・選考方法等

申込期間 5月15日(金)～29日(金)

選考方法 応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。なお、申込締切日までに応募のない住宅については、申込締切後6週間に限り先着順で申し込みの受付を行います。

家賃 入居者全員の所得に応じて算出します。

入居 入居可能日以降（※請書等必要書類が揃い次第順次入居可能日を決定します）

※応募要項および申込書等は生活衛生課、各総合支所・

出張所にてお渡しします。また、町ホームページからもダウンロードできます。特定公共賃貸住宅と町営住宅等では、申し込みの際に提出する書類が異なりますのでご注意ください
詳しくは町ホームページをご覧ください。

問い合わせ
生活衛生課 公営住宅班
☎ 0820-79-1010



町ホームページ

障害に関する相談機関等をお知らせします

身体障害者相談員・知的障害者相談員のご紹介

身体障害者相談員・知的障害者相談員は、身体障害や知的障害がある人のさまざまな相談に応じ、必要な助言や指導などを行うと共に、関係機関に連絡を取るなどの援助を行います。

本町では、次の相談員が選任されていますので、お気軽にご相談ください。(敬称略)

- 身体障害者相談員 野村隆文、迎 智可志、浜田一子
- 知的障害者相談員 丸林稔夫

障害者の虐待や養護者の支援に関する相談

柳井広域圏内の市町で共同設置した『障害者虐待防止センター』では、24時間体制で障害者の虐待や養護者の支援に関する相談や通報等を受け付けています。

障害者の方々が、家族や施設などの職員・会社の事業主などに虐待されているのに気付いた人は、ひとりで抱え込まないで次の相談窓口に通報してください。

相談窓口

柳井圏域障害者虐待防止センター
☎ 0820-52-2678

障害者就業・生活支援センターのご案内

障害のある人の「雇用促進」や「安定した職業生活の継続」を目的としたセンターです。ご本人、ご家族、雇用主さま等からの仕事や生活、制度等に関する相談支援を関係機関と連携して行っています。お気軽にご相談ください。

実施機関

障害者就業・生活支援センター れんげ 蓮華
☎ 0827-28-0021

障害者相談支援事業について

障害のある人およびそのご家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、ご本人が自立した日常生活または社会生活を営むことを目的としています。日常生活でお困りのことや福祉サービスの利用、就労に対する相談などの専門的な相談支援について、町では次の機関に委託しています。

相談内容および個人情報の守秘義務は厳守されますので、安心してご相談ください。

身体障害に関すること

ながやす介護ステーション ☎ 0820-56-7890

知的障害に関すること

たちばな園相談支援事業所 ☎ 0820-73-5010

地域生活支援センターたんぼぼ ☎ 0820-52-2678

※障害児等の地域における生活を支えるため、身近な地域での療育指導等も行います。

精神障害に関すること

やない地域生活支援センター ☎ 0820-22-1205

地域活動支援センターのご案内

障害のある人が通い、創造的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流等を行う施設です。また毎月1回、町内で心の相談会を開催しています。お気軽にご相談ください。

実施機関

やない地域生活支援センター ☎ 0820-22-1205

町役場での相談窓口

- ・福祉課 民生福祉班 (身体・知的・精神障害関係)
☎ 0820-77-5505
- ・健康増進課 健康づくり班 (精神障害関係)
☎ 0820-73-5504

Jアラートによる

「全国一斉情報伝達試験」および「緊急地震速報訓練」の試験放送

日時

〔全国一斉情報伝達試験〕

6月3日(水) 午前11時ごろ

〔緊急地震速報訓練〕

6月17日(水) 午前10時ごろ

内容

防災行政無線の試験放送

防災行政無線(屋外スピーカーおよびすべての戸別受信機)から、最大音量で放送されますのでご注意ください。気象・地震活動の状況等によっては、試験放送を中止することがあります。

この試験は、全国瞬時警報システム(Jアラート[※])を用いた試験で、全国でさまざまな手段を用いて情報伝達試験が行われます。

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

問い合わせ

総務課 消防防災班

☎ 0820(74)1000

税務課からのお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している人へ

所得の申告は済みましたか？

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している人は、所得の有無に関わらず世帯全員の所得の申告が必要です。申告をしていないと、

- ▼保険税（料）の軽減が受けられない。
 - ▼高額療養費などの算定時に、自己負担限度額分が高くなってしまう。
 - ▼入院時の食事代が減額されない。
- などの不都合が生じる場合があります。

住民税の申告は、税務課または各総合支所・出張所でお早めに済まされますよう、お知らせします。

なお、収入が公的年金（国民年金等）または給与

のみの人は、申告をしなくてもよい場合もありますので、ご不明な点等ありましたら、税務課までお問い合わせください。

申告に必要なもの

- (1)令和7年中の所得・控除額がわかるもの（源泉徴収票・生命保険の払込証明書等）
- (2)本人確認書類
 - ・1枚の提示でよいもの（顔写真付き）
 - …マイナンバーカード、運転免許証等
 - ・2枚以上の提示が必要なもの
 - …資格確認書、年金手帳等

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等により離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

対象者（次の全てにあてはまる人）

- (1)雇用保険受給資格者証の離職年月日が、令和3年3月31日以降であること
- (2)離職日において、65歳未満であること
- (3)雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

適用される期間

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。

（※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、

その時点までとなります）

軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します）

申請に必要なもの

- (1)雇用保険受給資格者証もしくは雇用保険受給資格通知
- (2)対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
- (3)窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）

申請場所 税務課、各総合支所・出張所

問い合わせ 税務課 課税第1班 ☎ 0820-74-1008

柳井警察署
0820 (23) 0110



普通自転車歩道通行可
【道路標識】



自転車ルールブック
【警察庁ホームページ】

○歩道を通行するときのルール
歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げることになるときは、一時停止しなければなりません。

(2)13歳未満、70歳以上、一定の身体障害を有する方が運転するとき

(3)交通状況や自転車通行の安全確保のため、やむを得ないと認められるとき

○左側通行の原則
自転車は、基本的に道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

○自転車歩道通行できるとき
(1)道路標識等で「歩道通行可」とされているとき

5月は自転車月間です。自転車も乗れば「車の仲間」です。皆さん、自転車の交通ルールを御存じですか？交通ルールを遵守して、自転車事故を防止しましょう。

5月は「自転車月間」

柳井警察署だより

【熱中症対策について】

環境省と気象庁は、熱中症の危険性が極めて高いことが予測される場合、暑さへの気づきを呼びかけ、熱中症予防行動を促す熱中症警戒アラートを、運用しています。さらに、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれがある場合に“熱中症特別警戒アラート”が発表されます。

本町においても山口県に熱中症特別警戒アラートが発表された場合、防災無線等でお知らせします。危険な暑さを避けるため、外出を控えたり、こまめな水分補給や休息をとるなど、できる限り一人ひとりが熱中症を予防しましょう。

問い合わせ 健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

○運用期間：4月22日(水)から10月21日(水)

	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
発表基準	山口県内情報提供地点のいずれかの暑さ指数*が33に達すると予測される場合	山口県内情報提供地点のすべての暑さ指数*が35に達すると予測される場合
町からのお知らせ	お知らせはありません	防災行政無線等でお知らせします
クーリングシェルター(涼める場所)	開設なし	開設 (町内の指定した施設を開放します) 下記をご確認ください

*暑さ指数(WBGT)とは、「気温」「湿度」「日射・輻射など周辺の熱環境」の3つを取り入れた、熱中症の危険度を判断する指標です。

◀周防大島町クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)一覧▶

[町ホームページ▶](#)



県内に熱中症特別警戒アラートが発表された時、一時的に暑さをしのいで涼める場所として解放する施設です。

施設名	所在地	開放できる場所	開放可能日	祝日	開放時間	受入れ可能人数	問い合わせ先
久賀総合支所	久賀 5134	ロビー	月～金曜日	×	8:30～17:15	15人	0820-79-1000
久賀図書館	久賀 5058	図書館内	月～土曜日	×	9:30～17:00	15人	0820-72-2520
山口県大島防災センター	久賀 5066-5	ロビー	火～日曜日	○	9:00～17:00	10人	0820-79-1133
大島総合支所	小松 126-2	ロビー	月～金曜日	×	8:30～17:15	15人	0820-74-1001
沖浦出張所	戸田 929-1	ロビー	月～金曜日	×	8:30～17:15	15人	0820-76-0004
蒲野出張所	東三浦 1704-1	ロビー	月～金曜日	×	8:30～17:15	15人	0820-74-2324
大島文化センター	小松 138-1	1階ロビー	月～日曜日	○	9:30～17:00	22人	0820-74-3800
		図書館内	火～日曜日	×		31人	
東和総合支所	平野 269-44	ロビー	月～金曜日	×	8:30～17:15	10人	0820-78-1110
周防大島文化交流センター	平野 417-11	ロビー、図書スペース	木～火曜日	○	9:30～17:00	46人	0820-78-2514
地家室園地拠点施設	地家室 709-4	学習展示室	木～火曜日	○	9:00～17:00	20人	0820-80-4020
橘総合支所	西安下庄 3920-3	ロビー	月～金曜日	×	8:30～17:15	10人	0820-77-5500
たちばなケアプラザ	西安下庄 3920-21	ロビー	日～金曜日	○	8:30～17:15	26人	0820-77-5505
橘総合センター	西安下庄 445-2	1階ロビー、図書館内	月～土曜日	×	9:30～17:00	19人	0820-77-0100
日良居庁舎	土居 1325-1	相談室2、相談室3	月～金曜日	○	8:30～17:15	8人	0820-73-5503

※飲料水などは、各自でご用意ください。

※図書館は月末も休館日です。

※山口県大島防災センターは、毎週月曜日が休館日です。休館日が祝日と重なった場合、その翌日が休館日となります。

○熱中症予防情報サイト(環境省)をご活用ください。

※熱中症警戒アラートのメール配信サービスや、環境省公式アカウントによるライン通知などで最新の情報を得ることができます。



「暮らせる家」と「暮らしたい人」をつなぐ

空き家・空き地バンク制度のご紹介

空き家・空き地バンクについて

町では使われていない空き家の活用と移住・定住の促進を目的として「空き家・空き地バンク制度」を設けています。

空き家の活用（賃貸・売買）を希望する所有者等からの申請を受け「空き家・空き地バンク」として登録することで、移住（もしくは転居）を希望される人にご紹介することができま。今年度から空き地の登録も可能となりました。空き家・空き地をお持ちの方はまずはご相談ください。

【空き家・空き地バンク登録の流れ】

- (1)事前相談
 - (2)空き家・空き地バンク登録申込書を記入・提出
 - (3)物件の調査
 - (4)契約条件の確認
 - (5)空き家・空き地バンク物件として登録
- ※空き家・空き地バンク制度の詳細は次の二次元コードをご確認ください。



詳細はこちら

空き家・空き地バンクでできること

- ・町の移住定住用ホームページ「周防大島移住ナビ」にて登録物件をご紹介します。
- ・移住相談員が内覧希望者をご案内します。
- ・空き家リフォーム助成金をご利用いただけます。



空家リフォーム助成事業

空家バンクに5年間登録（売買物件を除く）していただくことを条件に、物件のリフォーム等にかかる費用を一部助成します。詳細についてはお問い合わせください。

空き家を放置すると・・・

- ・劣化・損傷が進行し、倒壊などの危険性が高まる
- ・草や雑木が茂り、野生動物などの棲み処になる
- ・残置された家財などが腐朽し、不衛生な環境になる
- ・見た目にも心配や不快感を与え、地域の景観を妨げる

などの影響を及ぼすおそれがあります。空き家は「個人の資産」です。このような状況にならないよう所有者および相続人が責任を持って適切に管理しましょう。

問い合わせ

空家定住対策課

☎0820(74)1033

空家リフォーム助成事業の助成対象等

内容		申請者	補助対象事業	助成率	助成上限
賃 貸	リフォーム	貸主	家の機能向上に資する改修費用	1/2	20万円
	家財処分	貸主	不要物の処分費用	1/2	20万円
	リフォームまたはDIY	借主	家の機能向上に資する改修費用 DIYの場合は原材料費	1/2	20万円
売 買	リフォームまたはDIY	買主	家の機能向上に資する改修費用 DIYの場合は原材料費	1/2	20万円

民生委員・児童委員の活動をご存知ですか？

毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、その日から1週間を「活動強化週間」と定めています。

民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手です。委員一同が心をひとつにして、いつも住民の皆さまの心よりどころとなり、安心して生活できる地域づくりを進めていきます。

周防大島町では、106人の民生委員・児童委員と8人の主任児童委員が活動しています。

困りごと・相談ごとがある場合は、遠慮なくご相談ください。相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。

※来月号から各地域での活動の様子を紹介していきます。

問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎0820(77)5505

ペットは正しく飼いましょう

犬・猫等に関する苦情が増えています

気づかないうちに近所に迷惑をかけていませんか。最近、放し飼いにされている犬や猫が、近隣住民の敷地にフンをしているなどの苦情が寄せられています。ペットを飼うときは、周りへ配慮することがとても大切です。マナーを守り、最後まで責任をもって飼いましょう。

犬の飼い主の方へ

散歩中は、必ずリード等につなぎ、フンをしたら袋などに入れて持ち帰りましょう。

飼養施設を常に清潔にして、周辺環境や犬の健康に配慮しましょう。

生後91日以上の犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。

死亡したとき、または飼主や住所が変わったときは、届出が必要です。

迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票を付けましょう。

猫の飼い主の方へ

他人の家にフンや尿をしたり、車に上がつてキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。

繁殖を望まない場合は、不妊・去勢

手術をしましょう。

迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。

野良猫や野鳥などの野生動物への無秩序なエサやり行為は、生息数を増やすだけではなく、害虫などの発生や糞尿による悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情でエサを与えることは絶対にやめてください。

動物の遺棄・虐待は犯罪です

愛護動物を遺棄・虐待すると法により罰せられます。

転居や病気、高齢等でペットを飼えなくなったら

親、兄弟、子どもや親戚等に譲渡するか、ペットの里親を募集して飼い主を探しましょう。

問い合わせ

生活衛生課生活衛生班

☎0820(79)1012



東京圏等移住支援金のご案内

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県から周防大島町へ移住し、就業・創業・テレワークをされる方へ支援金を支給します。これは令和8年4月1日以降の転入から適用します。要件は転入した時期によって多少異なりますが、転入後1年以内であれば申請が可能ですので、詳しくはお問い合わせください。

対象者（次の要件を満たす人が対象となります）

(1)移住元要件

東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県から周防大島町に転入した人

(2)仕事の要件

- ・創業の場合
やまぐち創業補助金の交付決定を受けていること
- ・就業（一般）の場合
やまぐちジョブナビに掲載されている移住支援金対象求人就業していること
- ・就業（専門人材）の場合※₁
山口県が行うプロフェッショナル人材事業または内閣府が行う先導的人材マッチング事業を利用して

就業していること

- ・テレワークの場合
移住元での業務を引き続きテレワークで行うこと
- ・関係人口の場合※₁
町が規定する関係人口の要件を満たし、かつ町内で農林水産業に従事する、事業承継を行う、介護事業所等に有資格介護従事者として就職すること（※₁、東京23区内からの転入の場合のみ）
詳しくはお問い合わせください。

助成金額

- (1)東京23区内からの転入の場合
単身…60万円
2人以上の世帯…100万円※₂
 - (2)埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県からの転入の場合
単身…30万円
2人以上の世帯…50万円※₂
- ※₂18歳未満の者1人あたりに(1)100万円、(2)50万円の加算が有ります

☎空家定住対策課 ☎0820-74-1033

周防大島の民泊体験が今年も始まります！

今年度も春から、たくさんの学生が周防大島で民泊体験に参加します。民泊体験では、生活体験や共同調理を通じて島の暮らしを体感しながら交流を深めます。お住まいの地域に生徒さんが来られた際には、温かな迎え入れをお願いします。

民泊体験日程

日にち	学校名
5月10日(日)～11日(月)	大阪市立大池中学校
5月21日(木)～22日(金)	和木町立和木中学校
5月28日(木)～29日(金)	河内長野市立美加の台中学校
6月1日(月)～2日(火)	羽曳野市立河原城中学校
6月4日(木)～5日(金)	河内長野市立西中学校
6月11日(木)～12日(金)	八尾市立曙川中学校

民泊受け入れ家庭を募集しています！

周防大島町体験交流型観光推進協議会では、民泊体験を提供していただける家庭を募集しています。過度なおもてなしは一切必要ありません。普段通りの暮らしのなかで、生徒と家族のような心の交流をしてみたいという皆さん、民泊を始めませんか？

民泊体験を通じた交流が子ども達のかげがえのない思い出になります。

「民泊」に関する事など、少しでも興味を持たれた人は、お気軽にお問い合わせください。



問い合わせ

商工観光課 体験交流推進班

☎ 0820-79-1003

柳井圏域手話奉仕員養成講座受講者募集

聴覚障害者等の生活および福祉制度等への理解と認識を深め、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得することを目的に、柳井圏域を構成する1市4町合同で『手話奉仕員養成講座』を開講します。

なお、本講座は、入門編（初歩的内容）と基礎編（入門編修了者が対象）で構成されています。入門編と基礎編の両編を受講することが、手話奉仕員登録の条件となります。

※専用の動画視聴サイトへの登録（有料）が必要となります。

開講日時（予定）

区分	日にち	時間
第1回	6月13日(土)	9:30～16:40
第2回	7月4日(土)	9:30～16:40
第3回	7月11日(土)	9:30～16:40
第4回	7月25日(土)	9:30～16:40
第5回	8月8日(土)	9:30～16:40
第6回	8月22日(土)	9:30～16:40
第7回	9月5日(土)	9:30～17:10
第8回	9月26日(土)	9:30～16:40
第9回	10月3日(土)	9:30～16:40
第10回	10月17日(土)	9:30～15:30
第11回	10月31日(土)	9:30～16:40
第12回	11月7日(土)	9:30～17:00

場 所 柳井市文化福祉会館

定 員 25人程度（先着順）

受 講 料

無料（ただしテキスト代等実費負担あり）

募集期間

5月22日(金)まで（定員になり次第終了）

※詳細な講座内容については、受講決定者に別途お知らせします。

申し込み・問い合わせ

福祉課 民生福祉班 ☎ 0820-77-5505



健診を受けましょう！

実施期間

6月1日
～令和9年3月31日

～特定健診・後期高齢者健康診査のお知らせ～

国民健康保険に加入中の40歳～74歳の人に「特定健診」を、後期高齢者医療制度に加入中の人を対象に「健康診査」を毎年実施しています。

心臓病や脳卒中等の生活習慣病につながるリスクを早期に発見し、生活習慣を改善するための健診です。

健康的な暮らしを維持するためにも、年に1回、ぜひ健診を受診しましょう！

問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎ 0820-73-5502

■受診について

個別の医療機関へご自身のご都合の良い日時に予約して受診する「個別健診」と、あらかじめ決まった日程・会場で行う「集団健診」のどちらかを選んで受診することができます。

申し込み方法の詳細は受診券に同封されているご案内をご確認ください。

健診および対象者		特定健診（40歳～74歳）	健康診査（75歳～）
実施主体		周防大島町国民健康保険	山口県後期高齢者医療広域連合
受診に必要なもの	受診券	5月下旬発送予定〔緑色〕	4月下旬発送〔黄色〕
	保険証	国保の資格が確認できるもの (マイナ保険証・資格確認証等)	後期高齢者医療の資格が確認できるもの (マイナ保険証・資格確認証等)
	質問票	あらかじめ記入しお持ちください。	
	受診料	無料	500円

○前立腺がん検査（50歳以上の男性に限る）と肝炎ウイルス検査を同時に受診できます。（別途費用がかかります）

○無料または500円で受診できるのは今年度内に1回までです。同じ健診を2回受診した場合、2回目は実費でのお支払いが必要となりますのでご注意ください。

■「個別健診」実施医療機関

実施機関	場所	電話番号
山中医科歯科クリニック	久賀	72-0152
おげんきクリニック	小松	74-2490
野村医院	横見	76-0017
川口医院	外入	78-0306
しまかぜ在宅支援診療所	平野	78-2533
正木内科医院	西安下庄	77-0021
安本医院	土居	73-0822
大島病院	小松	74-2580
東和病院	西方	78-0310
橘医院	西安下庄	77-1000

○各医療機関により受付時間が異なりますので、詳しくは医療機関にお問い合わせください。

■「集団健診」実施場所および実施日

実施場所	日程	受付時間
たちばなケアプラザ	10月14日(水)	8:30～11:00
	10月15日(木)	8:30～11:00
山口県大島防災センター	10月16日(金)	9:30～11:30
しまとぴあスカイセンター	10月17日(土)	8:30～11:00
	10月19日(月)	8:30～11:00
東和総合センター	10月20日(火)	8:30～11:00
浮島漁村センター	1月16日(土)	9:30～11:00

○4月に行った意向調査で集団健診を希望された人には受診券をお送りせず、実施日の約2週間前までに受診のご案内を送付します。

水道メーターの定期交換を実施します

水道メーターは、計量法によって使用有効期間が8年と定められています。柳井地域広域水道企業団では、有効期限を迎える水道メーター等の定期交換を無料で行います。（※全てのメーターを交換する訳ではありません）
皆さまのご理解とご協力をお願いします。

交換作業実施業者
柳井地域広域水道企業団が委託した「企業団指定給水装置工事事業者」
交換作業実施期間
5月中旬～8月下旬

△ご注意ください
※定期交換により代金を請求することとは絶対ありません。

※委託業者は、柳井地域広域水道企業団が発行した「証明書」を携帯しています。

メーター交換時のお願い

- (1) 水道メーター交換のため、敷地内に入らせていただきます。
- (2) ご不在でも、屋外にある水道メーターを交換させていただく場合がありますので、予めご了承ください。
- (3) 犬は、出入口やメーターボックスから離れたところにつないでください。

(4) メーターボックスの上や周りには物を置かないでください。

(5) メーターボックスの中に水や泥が入らないようにしておいてください。

(6) 水道メーター交換作業は、細心の注意を払って行いますが、まれに空気が入ることや濁り水が発生する場合があります。交換作業後は、水を使用する前に浄水器や混合水栓などが付いている蛇口を開けて、水道管内の空気や水を少し流してからご使用ください。



メーター検針についてのおお願い

東和・橘地区は奇数月、久賀・大島地区は偶数月の月上旬に、検針員によるメーター検針を行っています。円滑な検針作業を行うため、前記(3)～(5)にご配慮をお願いします。

問い合わせ

柳井地域広域水道企業団 工務課
☎ 0820 (25) 0257

森地区若者定住促進住宅用地貸付の募集を行います

若者世帯の転入の促進および転出の抑制を図り、過疎化による児童数の減少に歯止めをかけるとともに地域を活性化することを目的に若者世帯が自己負担によりマイホームを建築するため宅地造成した町有地を貸し出します。

募集する住宅用地

周防大島町森地区（旧東和庁舎跡地）

区画⑤（213.33㎡）

※区画①、②、③、④については成約済みです。



貸付期間 10年（10年経過後は無償譲渡します）

貸付料 5,500円/月額

応募ができる人

現に生活の基盤が周防大島町にある人または、生活の基盤を周防大島町に移そうとする人で、おおむね45歳以下の1世帯2人以上（同居予定の単身者を含む）の当該用地に自己負担によりマイホームを建築できる人。

応募期間 5月15日（金）～6月30日（火）

（応募がない場合は、随時募集を行います）

選考方法

応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。
※詳しくはお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

空家定住対策課 ☎ 0820-74-1033

シーボルト上陸の記念碑

周防大島町文化財保護審議会委員 川口 智

沖家室島の対岸、牛ヶ首と呼ばれる岬の付け根に、シーボルト上陸の記念碑がある。

フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト（1796～1866）は、鎖国下の日本に西洋医学や博物学を伝え、その一方で、当時の日本の実像を広くヨーロッパに紹介した人物として知られている。

ドイツの医学者の家に生まれたシーボルトは向学心が旺盛で、医学のほか植物学・地理学などを学び、東洋の研究にも興味を抱いて、当時、東洋との貿易が盛んであったオランダへと渡った。

初来日は文政6年（1823）から同12年（1829）までの6年間で、オランダ東インド会社の長崎出島商館医員という肩書きではあったが、オランダの国益のために、その貿易相手国であった日本を総合的に調査研究するという使命を帯びていた。

日本駐在中は長崎の出島や鳴滝塾で、病人の治療や弟子たちの教育に当たりながら日本についての調査研究を進めていたが、外国人が自由に日本国内を

旅することは禁じられていたので、その行動範囲は限られていた。そうした中、オランダ商館長の江戸参府に随行する機会に恵まれ、旅の途中でさまざまに調査記録を遺したのである。

シーボルトが著した『江戸参府紀行』によると「文政9年（1826）3月2日、上関の室津と長島との間の海峡を通って牛ヶ首沖で碇を下ろし、翌々日の3月4日、午前9時過ぎに牛ヶ首へ上陸、植物や地質について調べた後、午後に出帆し大崎下島へと向かった」とある（「」内は要約）。

シーボルトの上陸は、この辺りが古来から海上交通の要衝であったこと、一つの証左であろう。



▶シーボルト上陸の記念碑

訪問型スマホ教室を開催します！

ご自宅や公民館など、ご希望の場所へお伺いし、スマホに関するお悩みを相談できる「訪問型スマホ教室」を開催いたします。

今年度からは、スマホ指導員の研修を受けた町内の「スマホ指導員」が講師として訪問いたします。地域の身近なスマホ指導員が皆さまのペースに合わせて丁寧に対応しますので、スマホに慣れていない人でも安心してご相談いただけます。ぜひこの機会にお申込みください。



- 募集期間** 5月15日(金)～
- 定員** 先着30組（1組あたり1～3名程度）
※定員に達した時点で募集を締め切らせていただきます。
- 開催期間** 6月1日(月)～令和9年1月31日(日)
- 場所** ご自宅や公民館などのご希望の場所（町内）
- 時間** 60分程度
- 参加費** 無料
- 申し込み** 電話、もしくは次の二次元コードよりお申込みください。



※お申込み後、スマホ指導員より日程調整のご連絡をいたします。

問い合わせ
政策企画課 DX推進班 ☎ 0820-74-1007

飼い主のいない猫の適正管理を
推進する団体を支援します

飼い主のいない猫を捕獲（Trap）し、不妊・去勢手術（Neuter）を実施し、元の場所へ戻す（Return）ことで、その地域における飼い主のいない猫を徐々に減らす活動があります。この活動は、それぞれの頭文字をとってTNR活動と呼ばれ、過酷な環境で生きる不幸な猫や、保健所へ収容・殺処分される猫を減らすことを目的に実施されます。また、飼い主のいない猫を原因とするふん尿被害等の問題を減少させることも期待できます。

町では、このような活動を通じて、飼い主のいない猫の適正管理を推進する団体及び地域に対し、「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金」を交付します。
次の二次元コードから町ホームページで詳細を確認できます。



申し込み・問い合わせ

〒742-2301

周防大島町久賀5134

生活衛生課生活衛生班



☎0820(79)1012

観光から島の魅力を再発見!
Discover 島
DISCOVER ISLAND

約100kmの海岸道路周遊コースの魅力

周防大島では、島の海岸道路を一周できる約100kmのルートがドライブやバイクツーリングで人気となっています。西三浦から伊保田までの北側を通る国道437号線（約35km）、伊保田から安下庄までの南側の県道4号線（約27km）、そして安下庄から西三浦までの県道60号線（約35km）がつながり、美しい海岸線が楽しめるコースです。

近年では、ランニングやサイクリングでも注目を集めており、4月26日には「周防大島マラニック」が開催されました。マラニックは、マラソンとピクニックを組み合わせた造語で、ピクニック感覚で走り（歩き）ながら自然や地元のグルメに触れる大会です。100km、70km、35kmのコースに900人を超えるランナーが参加し、潮風に包まれた美しい自然の中を走りながら、エイドステーションで島の恵みを堪能し、地元の人々と心温まる交流を楽しみました。

さらに、5月17日には、“瀬戸内のハワイ周防大島でALOHA RIDE”と題し、サイクリングイベント「シマクル」が開催されます。周防大島を一周（約90km）と半周（約40km）するコースに、多島美を望む絶景とエイドステーションでの歓迎フラ、アロハ丼やみかん鍋など島の絶品グルメやスイーツを楽しもうと、全国から500人を超えるサイクリストが参加します。

ランニングやサイクリングで盛り上がりを見せる一方、公道で楽しむアクティビティであるが故の注意も必要です。車では気にならない道路の継ぎ目や路面の穴も、ロードバイクでは落車の危

険があり大きな事故に繋がる可能性があります。また、ロードバイクの並走など、一部のサイクリストのルール・マナー違反により危険や迷惑を伴うこともありますので、シマクル開催を通じて交通ルールの順守はもちろん、歩行者と自動車に配慮した思いやり走行を心掛けるよう啓発しています。

これからも地域住民とランナー・サイクリストが共に快適に過ごせるよう、相互理解が進む環境づくり、地域にメリットが生まれる仕組みの構築に取り組んでいければと思います。



※周防大島では、車と自転車双方が安全・快適に走行できるよう、町内の車道に**青い矢印（矢羽根）**が設置されました。



問い合わせ 周防大島観光協会 ☎0820-72-2134

周防大島町の話題



▲周防大島町行政改革推進委員会の中元みどり会長から答申書を受け取る藤本町長（3月27日）

第5次周防大島町行政改革大綱および第5次周防大島町行政改革大綱実施計画を策定しました

令和8年度から令和12年度までの5年間における、町の行政改革推進のための基本方針やその進め方を定めた第5次周防大島町行政改革大綱および実施計画が、周防大島町行政改革推進委員会の答申を受け策定されました。

少子高齢化や人口減少により担い手の減少が進むなか、限られた人員と財源により効率的に質の高い行政サービス継続していくために、第5次行政改革大綱とこれに基づく実施計画により行政改革の取組が推進されます。

第5次行政改革大綱および実施計画は、町ホームページに掲載しています。

地域おこし協力隊の着任

4月1日、大島庁舎で地域おこし協力隊（つながり仕掛人）の辞令交付式が行われました。

着任したのは、周防大島町出身の古賀夢乃^{こがゆめの}さんで、高校卒業以後周防大島町を離れておりましたが、この度Uターン移住して来られました。今後は若者の居場所づくりサードプレイス事業の企画運営や、関係人口創出に関するイベントの企画・実施などを行っていく予定です。

古賀さんは「大好きな地元の魅力をより多くの方に知っていただいて、今よりもさらに周防大島を盛り上げていきたい」と意気込みを語りました。



▲藤本町長から辞令を受け取った古賀さん④

周防大島の魅力を感じながら

4月7日、JA山口県周防大島統括本部で「周防大島みかんカレッジ」の入校式が行われました。

昨年開校した周防大島みかんカレッジは、今年から新たに「担い手育成コース」と「技術向上コース」の2つの研修コースを用意し、2期生として昨年を大きく上回る15人の新入生を迎えました。

研修期間中は、町、JA、国、県等の支援制度を活用しながら研修受講することが可能で、基礎的知識や技術を学ぶ座学、実際の栽培園地での実習、先進農家への派遣研修等が実施されます。



▲2期生の皆さんとの記念撮影の様子

グランプリ受賞を報告

2月27～28日に豊洲市場（東京都）で行われた「全国牡蠣 - 1グランプリ 2026」にて、周防大島町で養殖する牡蠣が加工の部（生食用冷凍殻付き&むき身部門）において、グランプリを受賞し、藤谷勝さん（株式会社大島オイスター代表取締役）と小田貞利さん（山口県漁業協同組合理事）が村岡嗣政山口県知事へ喜びの報告を行いました。

「全国牡蠣 - 1グランプリ」は今年で3回目を迎え、全国各地の牡蠣生産者および加工業者が日本一を目指します。またひとつ周防大島町の牡蠣の魅力が全国に発信されました。



▲左から、柳居俊学山口県議会議長、株式会社大島オイスター藤谷勝代表取締役、村岡嗣政山口県知事、山口県漁業協同組合小田貞利理事

お大師堂めぐり歩け歩け大会

4月29日、すば一く大島をスタート・ゴールに、屋代川沿い周辺に点在する14ヶ所の札所をめぐる、「第37回お大師堂めぐり歩け歩け大会」が開催されました。

この大会は、オリエンテーリング形式のスタンプラリーとして行われており、今年も約700人の参加者が春の周防大島を歩きました。

当日は、曇り空が広がる天気となりましたが、参加者の皆さんは、地図を片手に思い思いのルートで楽しまれ、歩き終わった後には、365歩賞のガラポンや、豪華賞品の当たる大抽選会も行われ、会場は大いに盛り上がりました。



▲札所をめぐる参加者の皆さん

5月は「こどもまんなか児童福祉月間」です

次代を担う子どもたちが、家庭や地域の豊かな愛情に包まれて、心身ともに健やかに成長するようみんなで見守っていきましょう。

2026年度標語最優秀作品

一人じゃない 声かけあえば あったかい



☆子どものこと、家庭のこと、どんなことでも気軽に相談ください。

問い合わせ

こども家庭センター（福祉課こども家庭班）

☎ 0820-77-5508

まちの移動保健室

「まちの移動保健室」は、ちよび塩の日である8日に合わせて保健師が町内を巡回し、気軽に自分の健康について相談できる場です。

また簡単な健康チェックも行っていますので、お気軽にお立ち寄りください。

日時 6月8日(月)
午前9時30分～11時30分

場所 マルキュウ大島小松店

内容 簡単健康チェック

- (1) 血圧測定
- (2) 血管年齢測定
- (3) 健康相談



問い合わせ

健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

募集

周防大島町移住サポーターを募集します

町への移住を検討している人に対して、地域の人から直接仕事や暮らしなどさまざまな実体験を話していただく「移住サポーター」を募集しています。あなたの暮らしぶりや地域の話、仕事の話など、移住を検討している人に本町での暮らしをイメージしてもらうことで、移住の一助となるようなサポーターをしてみませんか？

詳細については、お問い合わせください。

申込対象者

- ・地域に詳しい人、周防大島町が大好きな人
- ・周防大島町に住んでいる先輩移住者
- ・周防大島町への移住定住促進に協力してくださる人

活動内容

(1)町が主催する移住オーダーメイドツアー、イベント等に協力し、移住希望者の相談事項に対して、情報提供や助言、また専門分野の活

動体験等の提供を行う

(2)移住の促進や地域への定住を達成するために必要な活動を実施する

※活動の報酬として1回あたり2000円をお支払いいたします

登録方法

空家定住対策課窓口を設置または、町ホームページに掲載の登録申込書をご提出ください。

問い合わせ

空家定住対策課

☎0820(74) 1033

税務職員募集

試験日(1次試験)

9月6日(日)

受験資格

(1)令和8年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人および令和9年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの人

(2)人事院が(1)に掲げる人に準ずると認める人

試験の程度 高校卒業程度

受付期間 6月12日(金)～24日(水)

※原則インターネットでの申し込みとなります。

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

・広島国税局人事第二課

☎082(221) 9211

内線3743・3635

・柳井税務署

☎0820(22) 0277



2026無事故・無違反コンテスト150の参加チーム募集

県内のドライバーを対象に、150日間の無事故・無違反を目指すことにより、参加者はもとより広く県民の交通安全意識と交通マナーの向上および安全運転意識の習慣化による交通事故防止を目的としています。

募集コースおよび参加費

- ・5人コース/4000円
- ・3人コース/2400円
- ・2人コース/1600円

募集期間 6月30日(火)まで

実施期間

7月4日(土)～11月30日(月)までの150日間

申込方法等

募集パンフレット(警察署、役場窓口でお受け取りください)に付属している参加申込書に必要事項を記入し、参加費を専用払込取扱票により郵便局で払込みのうえ、「振替払込請求書兼受領証」のコピーを添えて、警察署または役場窓口にお申込みください。

結果送付

令和9年1月下旬頃

副賞

無事故・無違反達成チームの中から抽選で、県産品等を贈呈します。

問い合わせ

無事故・無違反コンテスト

150実行委員会事務局

☎083(933) 2619

お知らせ

若者世帯住宅取得応援事業のご案内

町内への若者世帯の移住・定住促進を図り、地域の活性化を推進するため、町内に住宅を取得し定住する若者世帯(45歳未満で2人以上の世帯)を対象に、住宅取得に要する経費に対して最大30万円の助成を行っています。

対象物件 次のすべてを満たす新築住宅または中古住宅

- ・定住を目的として取得するもの
- ・表題登記又は所有権の移転登記を完了した日から起算して2年以内のもの
- ・建築工事請負契約又は売買契約が締結されたもの

助成金額

一世帯あたり 10万円

助成加算(次の条件に該当する世帯)

・18歳未満の子どもがいる世帯

子ども1人 10万円

子ども2人以上 15万円

・中古物件を購入した世帯

5万円

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

空家定住対策課

☎0820(74) 1033

人権擁護委員制度を知っていますか？

6月1日は、人権擁護委員法が施行された「人権擁護委員の日」です。

周防大島町には周防大島町長が推薦し、法務大臣から委嘱された8人の人権擁護委員がおり、人権についての相談をお受けしています。相談は無料で、秘密は厳守されます。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

山口地方事務局岩国支局
☎0827(43) 1125

「経済センサス・活動調査」が実施されています！

すべての事業所・企業を対象とした「経済センサス・活動調査」が、全国一斉で行われています。

調査員が担当区域内を巡回し、事業所の外観などから現在の様子を確認させていただく他、調査票の配布を行っています。

回答期限の6月8日までに、できる限りインターネットでの回答をお願いします。

コンタクトセンター

■入力方法などの調査全般に関すること

☎0120(138) 102

■ログインできないなどのインターネット回答に関すること

☎0120(319) 502

問い合わせ

政策企画課広報情報統計班
☎0820(74) 1007

「地方税徴収支援グループ」県職員に併任辞令を交付しました

県税務課では、平成22年度から「地方税徴収支援グループ」を設置し、県下の市町に対して県職員を多数派遣し市

納付指導や滞納の解消に努め、徴収の強化を図っています。

なお、本町から併任徴収職員として県職員9人へ併任辞令を交付しました。併任期間は令和8年4月から令和9年3月末までの1年間です。

問い合わせ

税務課徴収対策班

☎0820(74) 1031

全国健康保険協会の特定健診のご案内

全国健康保険協会（協会けんぽ）では、40歳から74歳までのご家族（被扶養者）の人を対象に、特定健診を実施しています。年に1回の費用補助があり、お安く受診できるお得な健診です。

対象者には、4月上旬に協会けんぽからご自宅に受診券（黄色の封筒）をお送りしています。受診可能な健診実施機関や費用については、受診券に同封の案内文書をご確認ください。

年に1回は健診を受けて健康状態を確認しましょう。

問い合わせ

全国健康保険協会 山口支部 保健グループ
☎083(974) 0530

合併処理浄化槽の設置補助金について

令和8年度設置補助金の交付申請を受け付けます。予算に限りがあり、また、補助金の対象とならない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

補助対象区域

- ・公共下水道および集落排水区域以外の区域
- ・公共下水道の整備全体計画区域内の一部区域

補助金額（上限額）

- 5人槽 59万9千円
- 7人槽 76万5千円
- 10人槽 109万6千円

申し込み・問い合わせ

下水道課 下水道班
☎0820(79) 1014

防護柵資材費を補助します

補助対象となる資材

イノシシなどの有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のために設置する電気柵、防護ネット、金網柵、トタン

柵等の防護柵の資材。（資材購入後の申請は受付できませんので、ご注意ください）

補助対象地

町内の耕作地。（ただし、電気柵の設置については、面積200㎡以上）

※所有者または耕作者が町外の人でも申請できます。

補助金額

防護柵の設置に要した資材費の2分の1以内で、1件あたりの上限額が5万円（千円未満切り捨て）

※ただし、令和5年度～7年度に補助を受けて設置済みの耕作地については、補助金の申請はできません。

設置後の保守・点検 破損や倒れかけている防護柵を見かけます。設置済みの人は都度保守・点検を行い、被害防止に努めてください。

申し込み・問い合わせ

農林水産課有害鳥獣対策班
☎0820(79) 1002



**合併浄化槽の適正管理
推進補助金について**

合併浄化槽を適正に管理している個人や自治会に対し、維持管理や修繕に関わる補助金の交付申請を受け付けます。

単独浄化槽であるなど、補助金の対象とならない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

補助対象区域

令和7年4月1日以降に供用開始された公共下水道の区域以外および集落排水区域以外の区域

補助要件

- ・申請日より1年以内に山口県浄化槽協会による合併浄化槽の法定検査（年額5500円）を行っていること
- ・令和8年4月1日以降に専門事業者による合併浄化槽の保守点検・清掃を行っていること

- ・町税および使用料を滞納していないこと

必要書類

- ・申請日から1年以内の山口県浄化槽協会による合併浄化槽の法定検査の領収書（年額5500円）またはその検査

結果書

- ・令和8年4月1日以降の大島興業または田中産業による合併浄化槽の保守点検・清掃の領収書、もしくは請求書と支払ったことがわかる通帳の写し

- ・町税および使用料を滞納していないことを証明する証明書（支所・出張所で発行できます）

※なお、修繕の場合は、右記と合わせて、令和8年4月1日以降の事業者による修繕の領収書が必要となります。（ホームセンターおよびオンラインショップ等でのプロワの購入による取り換えは該当なりません。事業者による修繕をお願いします）

補助金額（上限額）

- ・維持管理 6000円
- ・修繕費用

かかった費用の2分の1（上限5万円。10000円未満切り捨て）

申し込み・問い合わせ

下水道課下水道班
☎0820(79)1014

町税の納付は便利、確實、安心な口座振替をご利用ください

対象となる町税

- ・町県民税（普通徴収分）
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税

申し込み手続きの方法

申込用紙につきましては、取扱金融機関の町内の店舗に備え付けておりますので、その場で必要事項を記載のうえ、お申し込みいただけます。

なお、町外の店舗には備えて付けておりませんので、あらかじめ税務課にご連絡をいただければ送付いたします。

取扱金融機関

- 山口銀行、北九州銀行、西京銀行、山口県農業協同組合、山口県漁業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

手続きに必要なもの

- ・預貯金通帳（口座番号を確認できるもの）
- ・預貯金通帳の届出印
- ※インターネットを経由して口座振替の手続きを行うサービス（WEB口座振替受付サービス）ができるよ

うになりました。（一部金融機関を除く）詳しくは町ホームページをご覧ください。

問い合わせ

税務課徴収対策班
☎0820(74)1031



町ホームページ

危険空家等除去事業補助金について

町では、住民の生活の安全・安心と良好な住環境の確保を図るため、町内の適正に管理されていない危険な空家等の除去に対して、解体工事費の一部を補助しています。

今年度からは補助金額を50万円に拡充していますので、危険空家の解体をお考えの人は、事前にご相談ください。

対象者

町内に所在する空き家の所有者等
※相続人等の場合は、所有者との関係性を示す書類を添付してください。
対象物件
特定空家等またはこれに準

ずる空家等
※調査員による現地調査により該当の可否を判定します。
補助額等
解体に係る費用の3分の1
最大50万円

応募期間

令和9年1月末まで
※2月末までに実績報告書を提出してください。

※申請期間内であっても予算に達した時点で受付を終了します。
注意事項
・補助対象は町内の解体工事業者に依頼した解体工事に限ります。

・着工前に申請をお願いいたします。（着工後の申請は受け付けられませんのでご了承ください。）

問い合わせ
空家定住対策課
☎0820(74)1033



催し・講座

【講演会】明治の新政府を動かした長州ファイブと11人のサムライの物語

日時

5月22日(金)

午後1時30分～3時

(入場無料)

講師

森本文規氏(歴史研究家、周防大島出身)

場所

橘総合センター

問い合わせ

橘郷土会事務局(尼崎)

☎090・4751・6218

子育て教室「体軸セラピー」を開催します

日時

6月17日(水)

午前10時～11時

(受付 午前9時45分)

場所

たちばなケアプラザ

内容

講話(体軸とは?など)、実践(抱っこの姿勢、お子さんと体軸体操など)

講師

深町和子氏(体軸キッズ&ジュニアトレーナー・保育士)

対象者

乳幼児とその保護者(主に1歳半頃までのお子さんを対象とした内容です)

参加費 無料

申し込み・問い合わせ

福祉課 とも家庭班

(こども家庭センター)

☎0820(77)5508

島のくらしをおすすめの夏コース

そば打ち体験

日時

6月5日(金)

午前9時～午後3時

場所

実施者宅(東三浦)

体験料 2000円

受入人数 5人程度

募集締め切り 5月22日(金)

日時

6月26日(金)

午後1時～3時

場所

工房ふきのとう(志佐)

体験料 1500円

申し込み・問い合わせ

福祉課 とも家庭班

(こども家庭センター)

☎0820(77)5508

受入人数 5人程度

募集締め切り 6月12日(金)

PPバンドのかごづくり体験

日時

7月10日(金)

午前10時～午後4時

(軽食あり)

場所

百笑の郷(東屋代)

体験料 1500円

受入人数 5人程度

募集締め切り 6月19日(金)

日時

7月16日(水)

午後1時～4時

場所

ドライブラワーの家

ほうかほうか(外入伊崎)

体験料 1500円

受入人数 5人程度

募集締め切り 7月2日(水)

※各コースともお申し込み多数の場合は抽選となります。

また、少数の場合は開催できないこともありますので、ご了承ください。

申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネットワーク事務局(農林水産課内)

☎0820(79)1002

狩猟免許試験～有害鳥獣捕獲には免許が必要です～

イノシシ等の有害鳥獣捕獲は無免許ではできません。町ではイノシシ・タヌキ・カラス等を有害鳥獣に指定し、山口県大島郡猟友会へ委託して捕獲しています。捕獲に携わるには狩猟免許を取得した後に、山口県に狩猟者登録を行い、山口県大島郡猟友会への入会が必要です。

山口県では次のとおり狩猟免許試験を実施します。この機会に捕獲に携わることが可能な人は、ぜひ狩猟免許を取得していただき、農作物被害防止にご協力ください。(※町では狩猟免許取得経費等を一部助成しています)

試験日前日に、同会場で山口県猟友会主催による狩猟免許講習会が開催されます。申し込み等は、山口県猟友会事務局(☎083-924-3517)までお願いします。

狩猟免許試験日程(各回:午前9時から午後4時まで)

日にち	場所	申込期限
6月21日(日)	美祢市民会館(美祢市)	6月10日(水)
7月5日(日)	下関市菊川ふれあい会館(下関市)	6月24日(水)
7月19日(日)	柳井市文化福祉会館(柳井市)	7月8日(水)
8月2日(日)	山口県総合保健会館(山口市)	7月22日(水)
8月7日(金)	山口県立農業大学校(防府市)※	7月27日(月)
8月30日(日)	ゆめプラザ熊毛(周南市)	8月19日(水)

※わな猟のみ実施

※申請様式は、農林水産課(☎79-1002)でも配布しています。

申し込み・問い合わせ

岩国農林水産事務所 ☎0827-29-1567

暮らしの相談 (5月21日～6月20日)

相談所

相談	日時	場所	備考・問い合わせ等
常設人権相談所	毎週月～金曜日 (休日を除く)	8:30～17:15	山口地方法務局 岩国支局 (岩国市錦見一丁目 16-35) ☎ 0827-43-1125
特設人権相談所	6月5日(金)	9:30～11:30	橘総合センター ○差別、いじめ、嫌がらせ等の相談 ☎ 福祉課 民生福祉班 ☎ 77-5505
育児相談	5月28日(木)	10:00～11:30	しまとぴあスカイセンター たちばなケアプラザ 久賀福祉センター ○お子さんの発育・発達や食事等の相談 ☎ 福祉課 こども家庭班(こども家庭センター) ☎ 77-5508
	6月12日(金)		
	6月16日(火)		
こころの相談	6月5日(金)	10:00～12:00	久賀福祉センター ○要予約 ☎ 健康増進課 健康づくり班 ☎ 73-5504
認知症相談	6月1日(月)	9:00～12:00	日良居庁舎 ○相談日以外も可能 ☎ 地域包括支援センター ☎ 73-5506
出張年金相談	毎月第3火曜日	10:00～12:00 13:00～16:00	久賀総合センター ○要予約 ☎ 岩国年金事務所 ☎ 0827-24-2222

税務相談

相談	日時	備考・問い合わせ等
個人相談(所得税・消費税等)	5月第2・4水曜日 9:00～16:00 6月第2～4水曜日 9:00～16:00	○要予約 ☎ 柳井税務署 ☎ 0820-22-0277
法人相談(法人税・消費税・源泉所得税・印紙税等)	毎月第1・3金曜日 9:00～16:00	音声案内 「2」→ ☎ 0820-22-0277
資産相談(相続税・贈与税・譲渡所得)	毎週月曜日 9:00～16:00	○要予約 ☎ 徳山税務署 ☎ 0834-51-1122(直通)

電話相談

相談	時間	電話番号
国税に関する一般的な相談(電話相談センター)	8:30～17:00	☎ 0570-00-5901
救急医療電話相談	こども(15歳未満)の相談	19:00～翌8:00 # 8000 (利用できない場合 ☎ 083-921-2755)
	おとな(15歳以上)の相談	毎日24時間 # 7119 (利用できない場合 ☎ 083-921-7119)

※緊急・重症の場合は、迷わず119番してください。

【ワンポイント講座】

飲料用ペットボトルに洗剤や殺虫剤、燃料などを移し替えると色が似ている飲料と区別ができなくなり、移し替えていることを知らない家族などが誤って飲んでしまう危険があります。

このため、飲料用ペットボトルへの洗剤や殺虫剤、燃料などの移し替えは絶対にやめましょう。つめ替え製品や大容量の製品を使用するときは、指定以外の容器には移し替えないでください。

また、身の回りに中身が移し替えられた飲料用ペットボトルがないかを確認し誤飲事故を未然に防ぎましょう。誤飲して症状がある場合や、子どもや高齢者の場合は誤嚥により重篤な化学性肺炎を発症するリスクが高いため、速やかに医療機関を受診してください。

めざせ!
かしこい消費者

飲料用ペットボトルへの移し替えはやめましょう!

【事故情報】
家族がペットボトルに移し替えた柔軟成分入り洗濯用合成洗剤を誤飲して、化学性肺炎になった。入院が30日以上となり、退院後もADL(日常生活動作)が著しく低下しているため、リハビリを目的とした継続的な治療を行うことになった。

【相談窓口】
柳井地区広域消費生活センター
☎ 0820-22-2125
山口県消費生活センター
☎ 083-924-0999
消費生活上の不安や心配を感じたら消費生活センターにご相談ください。

行政相談委員について

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、行政サービスに関する相談や行政の仕組みや手続に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を無報酬で行っています。

行政相談委員による行政相談を次のとおり開催していますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、相談内容などの秘密は固く守られます。

また、山口行政相談センターでも、随時相談を受け付けています。(電話、手紙、FAX、インターネットのいずれでも相談できます)

【山口行政相談センター】

〒753-0088

山口市中河原町6-16

山口地方合同庁舎1号館

・手紙：書式は問いません

☎0570(090)110

☎083(932)1100

FAX083(922)1593



◀インターネットによる行政相談受付ページ



【周防大島町各地区の行政相談委員等】

地区	相談委員氏名	相談日時	場所
久賀地区	伊藤 和也	第3月曜日 10:30～12:00	久賀総合センター
大島地区	柳澤 裕実	第2火曜日 10:00～12:00	大島庁舎
東和地区	西村 幸人	第2火曜日 10:00～12:00	東和総合センター
橘 地区	岬崎 光志	第3火曜日 13:30～15:30	橘総合センター

※当日が祝日の場合は、開催しませんのでご了承ください。

元気ですか？

こころは 保健師です

人生会議をしてみませんか？

人生100年時代と言われる今、自身身や家族の最期について、どのように思い描いていますか。私たちは、誰もが突然の病気や事故で命の危機に直面する可能性を抱えています。しかし、そのような状況になると、約7割の人が自分の希望や想いを周囲に上手く伝えることが難しくなると言われています。そのため、元気なうちに自分が大切にしていること、希望する医療や介護について考え、それを家族や友人、医療・介護関係者など信頼できる人たちと話し合い、共有しておくことが大切です。この一連の機会を人生会議と言います。

人生会議を行うことで、もし周囲の人たちが自分の代わりに重大な決断を迫られた際、迷いながらも、自分の願いを反映することができ、「これで良かったのかな」「あの時、もつと聞いておけばよかった」という心残りを和らげることが出来ます。しかしながら、人生会議について話し合った経験のある人は、まだ少ないのが現状です。多くの人は、人生会議という言葉も聞いても、遠い未来のことのように感じるかもしれません、気持ちは時間とともに変わ

るため、何度でも繰り返し、今この瞬間の希望や想いについて話し合うことが重要です。あなたの声を届けるために、人生会議をしてみませんか。

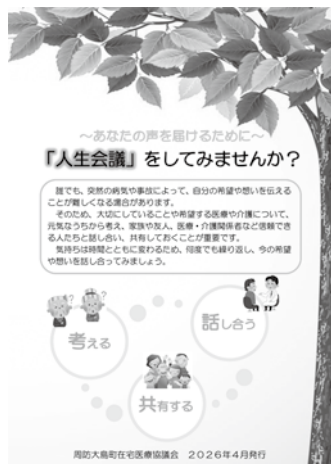
地域包括支援センターでは、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、周防大島町在宅医療協議会を設置し、医療と介護の連携を推進しています。

このたび、人生会議について考えるきっかけとなるよう、在宅医療協議会でリーフレットを作成しました。また、地域の集まりやサロンなどを対象に、人生会議をテーマとした出前講座を行っています。ご希望の人は、地域包括支援センターまでお気軽にお問い合わせください。

地域包括支援センター

保健師 山田 優一郎

☎0820(73)5506



▲リーフレット

周防大島町が運営する住民参加型のローカルテレビ。毎週火曜に番組の更新を行い、6時～24時まで繰り返し放送！放送した番組のDVDは図書館で貸し出しを行っています。一部の番組はYouTubeで視聴もできます。

周防大島チャンネルはケーブルテレビアイ・キャンに加入することでご覧になれます。ケーブルテレビ新規加入促進補助金も適用されます。詳しくはアイ・キャン（☎0120-189234、携帯電話の方は☎0827-22-5678）にお問い合わせください。

－ 6月は周防大島町議会定例会の様を生中継・再放送します－

5月19日～25日



大島俳句協会番組 俳句ポストつとむくん 第四十七回

島内各所の「俳句ポスト」に投句された俳句を紹介する番組です。今回は、令和7年10月～12月に投句された俳句を紹介します。

島景色2～見つめる、島のあしあと～其の2「嵩山」

周防大島の風景と歩みを見つめる番組。今回は嵩山を紹介します。

5月26日～6月1日



周防大島町 防災講演会

2月23日に山口県大島防災センターで開催された防災講演会をお届けします。過去に5回の地震災害を経験し、東日本大震災では避難所の責任者として地域住民と共に避難所運営を行ったYY防災ネット代表の吉田亮一さんが、自らの体験から学んだ大規模災害への対応について紹介しています。

6月2日～8日



気候変動と地域の海 未来を考えるセミナー

2月1日に地家室園地拠点施設で開催されたセミナーの様子をお届けします。地家室沖のニホンアワサング群落や海の変化、地域の自然や暮らし、観光などの産業への影響を学び、リスクとチャンスを踏まえた“備え”を考えます。

6月9日～15日



すおうおしま お元気いきいき体操 《準備体操～上半身編》

東和病院のリハビリの先生と考案した体操。今回は準備体操～上半身の体操です。日常に必要な筋力を鍛える内容となっています。

アイ・キャン ニュースダイジェスト ～2026年5月放送分～

5月に放送した周防大島町のニュースを一挙放送。

6月16日～22日



島スクエアプラスフォーラム

2月21日に開催された「島スクエアプラス」による起業家育成講座の発表会。受講生による事業プランの発表や、大島商船高専の学生も参加した座談会などをご覧ください。

周防大島町政 お知らせリレー6月

広報と連動した周防大島町からのお知らせをお届けします。

放送内容については予告なく変更することがあります／詳しくはケーブルテレビの電子番組表をご確認ください

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

休日在宅当番医 9:00～17:00

日にち	医療機関	連絡先
5月24日(日)	正木内科医院	☎ 77-0021
5月31日(日)	野村医院	☎ 76-0017
6月7日(日)	安本医院	☎ 73-0822
6月14日(日)	しまかぜ在宅支援診療所	☎ 78-2533
通年	大島病院	☎ 74-2580
	東和病院	☎ 78-0310

人のうごき (4月1日現在) ※増減は前月比

人口	12,998人 (-85)	増：出生 1人
男	6,071人 (-41)	転入 50人
女	6,927人 (-44)	減：死亡 45人
世帯	7,759戸 (-30)	転出 91人

今月の納期

【全期分】 軽自動車税

【第1期分】 固定資産税

納期限 6月1日(月)

広報すおう大島4月号6ページの「町職員の異動」記事に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

〈誤〉▶ 財政課長
森本 信二 (財務課財政班長)

〈正〉▶ 財務課長
森本 信二 (財務課財政班長)



アロハビズ

6月1日～9月30日

周防大島町では、6月1日から9月30日までの間、「アロハビズ」を実施します。アロハビズが大切にしているのは、「アロハスピリット」という考え方です。これは、思いやりや助け合いの心、自然と共に生きる姿勢を意味しており、日々の暮らしや地域活動の中でも活かすことができる、大切な価値観です。

アロハシャツを着用して、「おもてなしの心（アロハの心）」で皆さまを温かくお迎えするとともに、地域の皆さまとともに、この大切なつながりを守り育て、その魅力を広く発信してまいります。

(一財) 山口県大島郡国際文化協会

山口県立大附属周防大島高等学校が開校

4月9日、「山口県立大学附属周防大島高等学校」の開校式と令和8年度入学式が執り行われました。

附属高校はこれまでの「山口県立周防大島高等学校」の設置者を県立大学に変更して開校したもので、地域の教育拠点として新たなスタートを切りました。式典では、県立高校としての最後の卒業生から校旗が返納された後、山口県立大学の岡正朗理事長から、周防大島町出身の新村則人さんがデザインした真新しい校章が刻まれた新校旗が授与されました。

また、新入生を代表して登壇した中村元音さんは、「私たちへの全ての期待をしっかりと受け止めて、私たち自身が成長し、附属高校への新しい歴史づくりに取り組みたい」と力強く決意を述べました。



▲岡正朗理事長から在校生代表へ校旗の授与の様子
◀新入生代表の中村元音さん



今年度の入学生は、普通科85人、介護福祉特別科2人の計87人で、新しい制服に身を包んだ「新入生」たちは、期待と緊張が入り混じる表情で学び舎の門をくぐりました。